

船舶事故調査報告書

令和6年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和5年7月26日 13時00分ごろ
発生場所	宮城県東松島市東名漁港南方沖 陸前大浜港南防波堤立標から真方位323° 2.3海里付近 (概位 北緯38° 21.4′ 東経141° 08.1′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、転覆した。
事故調査の経過	令和5年8月1日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長約1.6m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、水温 約25℃
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、東名漁港南方沖で漂流中、操縦者が船尾中央付近で釣りをしていたところ、小用を足そうと立ち上がって右舷船尾に寄った際、右舷船尾が沈み込んで海水が流入し、右舷側に大きく傾斜して転覆した。</p> <p>操縦者は、救命胴衣を着用しており、転覆した本船にしがみついた状態でいたところ、翌27日11時ごろ、付近を航行中の漁船から連絡を受けた漁業協同組合の職員により救助された。</p> <p>操縦者は、東名漁港に入港後、救急車で東松島市内の病院に搬送されたが、健康状態に問題はなかった。</p> <p>操縦者は、本船での釣りが2回目であったが、1回目の釣行時は、小用を足すことも、船内で立ち上がることもしなかった。</p> <p>操縦者は、本事故当時、携帯電話を携行していなかった。</p>
分析	本船は、漂流中、操縦者が立ち上がって右舷船尾に寄ったことから、重心が偏って右舷船尾が沈み込み、海水が流入して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が漂流中、操縦者が立ち上がって右舷船尾に寄ったため、重心が偏って右舷船尾が沈み込み、海水が流入して転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニボートは、穏やかな水面であっても、不安定で揺れやすいの

で、乗船者は、むやみに立ち上がったり、片舷側に寄ったりするなど重心が偏ることをしないこと。

- ・ミニボートの操縦者は、防水パックに携帯電話を入れて持ち歩くなど、海上での連絡手段を確保した上で乗船すること。